

別添資料一覧

別添資料 No.	資料項目	備考
1	監督対象子会社の名称	
2	監督対象子会社に委託した業務の内容及び当該業務ごとの委託額	
3	監督対象子会社が委託を受けた業務を再委託した場合はその旨	
4	監督対象子会社の総株主又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合	
5	自己の役職員であって監督対象子会社の役員を兼ねている者がいる場合は当該者の役職及び当該監督対象子会社における役職	
6	禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況（各社ごと）	
7	施行規則第22条の7第1号に定める設備部門	
8	接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程	経営上の秘密等の観点から非公表
9-1	他の電気通信事業者との手続の実施の経緯・接続の条件の概要	
9-2	当社設備部門以外の部門からの手続の実施の経緯・接続の条件の概要	
10	施行規則第22条の7第14号の規定により行った監視の結果	
11	接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況（各社ごと）	

別添資料 1

監督対象子会社の名称

1	N T T ビジネスソリューションズ株式会社
2	株式会社 N T T フィールドテクノ
3	テルウェル西日本株式会社
4	株式会社 N T T 西日本ルセント
5	株式会社 エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ西日本
6	N T T 西日本ビジネスフロント株式会社
7	株式会社 ジャパン・インフラ・ウェイマーク
8	株式会社 地域創生 Co デザイン研究所

別添資料 2

監督対象子会社に委託した業務の内容及び当該業務ごとの委託額

・ N T T ビジネスソリューションズ株式会社

委託した業務の内容	委託額
営業企画業務、販売業務、情報機器販売、S I 受託業務等	

・ 株式会社 N T T フィールドテクノ

委託した業務の内容	委託額
設備構築・管理・保守業務、宅内設備保守業務等	

・ テルウェル西日本株式会社

委託した業務の内容	委託額
販売業務、電報受付・配達等	

・ 株式会社 N T T 西日本ルセント

委託した業務の内容	委託額
販売支援業務、設備運営に係る支援業務等	

・ 株式会社 エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ西日本

委託した業務の内容	委託額
総務、人事、経理業務	

・ N T T 西日本ビジネスフロント株式会社

委託した業務の内容	委託額
販売業務	

・ 株式会社 ジャパン・インフラ・ウェイマーク

委託した業務の内容	委託額
構造物調査業務	

・ 株式会社 地域創生 Co デザイン研究所

委託した業務の内容	委託額
販売業務	

別添資料 3

監督対象子会社が委託を受けた業務を再委託した場合はその旨

会社名		再委託
1	N T T ビジネスソリューションズ株式会社	有
2	株式会社 N T T フィールドテクノ	有
3	テルウェル西日本株式会社	有
4	株式会社 N T T 西日本ルセント	無
5	株式会社 エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ西日本	無
6	N T T 西日本ビジネスフロント株式会社	有
7	株式会社 ジャパン・インフラ・ウェイマーク	有
8	株式会社 地域創生 Co デザイン研究所	無

別添資料 4

監督対象子会社の総株主又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合

会社名		自己及び子会社	議決権の割合
1	NTTビジネスソリューションズ株式会社	西日本電信電話株式会社	100%
2	株式会社NTTフィールドテクノ	西日本電信電話株式会社	100%
3	テルウェル西日本株式会社	西日本電信電話株式会社	91.87%
4	株式会社NTT西日本ルセント	西日本電信電話株式会社	100%
5	株式会社エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ西日本	西日本電信電話株式会社	51%
6	NTT西日本ビジネスフロント株式会社	テルウェル西日本株式会社	49%
		NTTビジネスソリューションズ株式会社	51%
7	株式会社ジャパン・インフラ・ウェイマーク	西日本電信電話株式会社	77.5%
8	株式会社地域創生 Co デザイン研究所	西日本電信電話株式会社	100%

別添資料 5

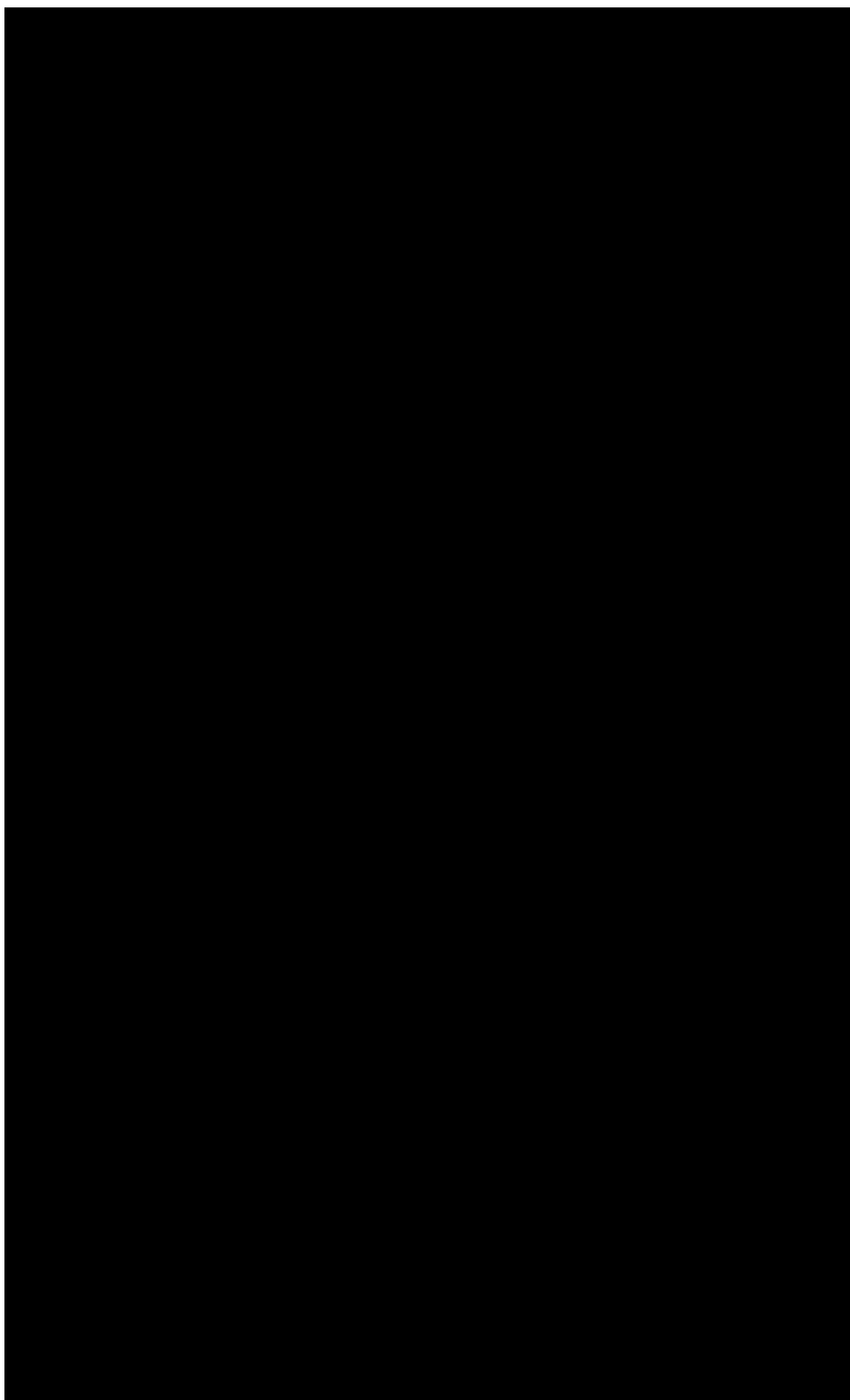
自己の役職員であって監督対象子会社の役員を兼ねている者がいる場合は当該者の役職及び当該監督対象子会社における役職

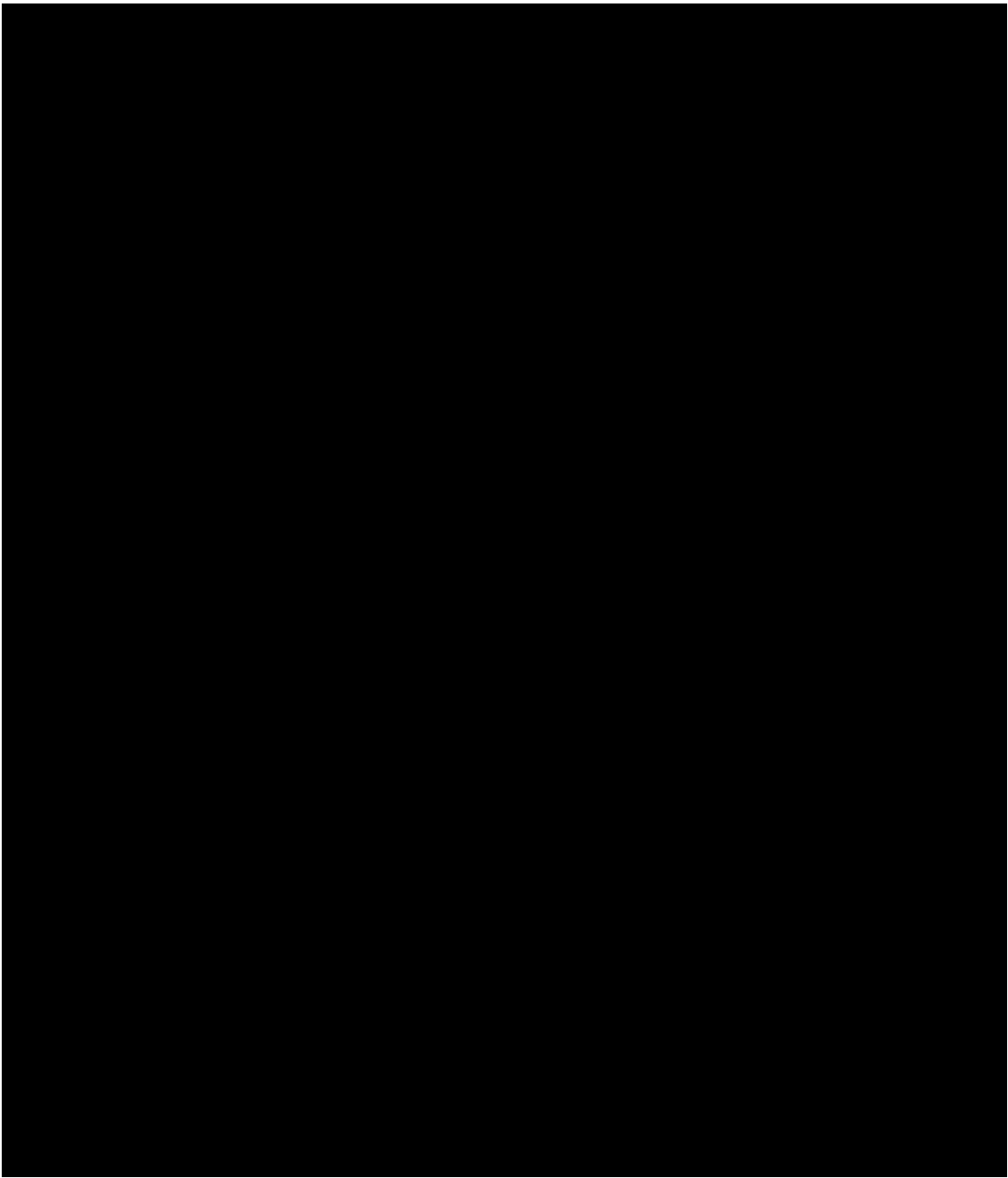
・ N T T ビジネスソリューションズ株式会社

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

・株式会社NTTフィールドテクノ

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職





・テルウェル西日本株式会社

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

・株式会社NTT西日本ルセント

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

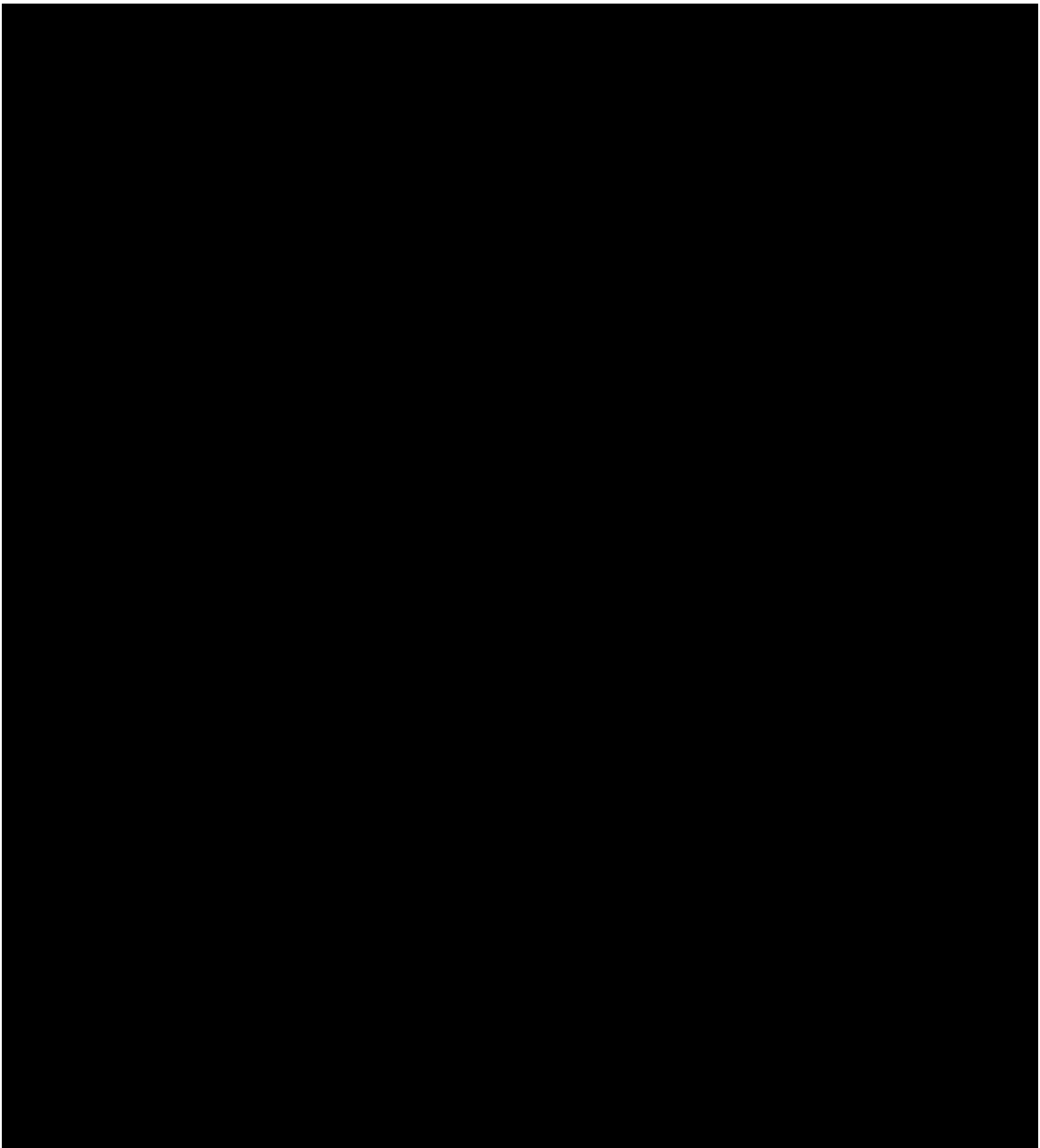


・株式会社エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ西日本

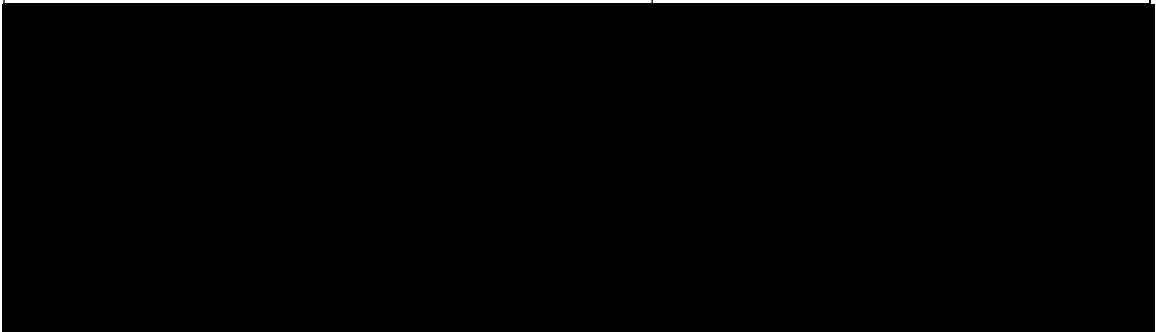
西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
A large black rectangular redaction box covering the content of the table.	

・NTT西日本ビジネスフロント株式会社

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
A large black rectangular redaction box covering the content of the table.	



・株式会社ジャパン・インフラ・ウェイマーク

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
	

・株式会社地域創生 Co デザイン研究所

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
-------------------	---------------



禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:NTTビジネスソリューションズ株式会社

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	制定:H25.10.1
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	H25.10.1
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	指示:H25.10.1 改定:R6.3.25
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	締結:H25.11.1 改定:R3.7.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	R6.7.30~R6.11.29
	禁止行為防止に関するWeb学習の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	R6.10.1~R6.12.28
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	R6.4.1~R7.3.31
点検 【口⑤】	事前確認の実施	R6.4.1~R7.3.31
	自主点検の実施	R6.7.30~R6.9.30 R7.3.31~R7.5.14
上記取組の監査 【口⑥】	NTT西日本審査部門による監査を実施	R6.5.1~R7.3.31
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社NTTフィールドテクノ

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	制定:H25.10.1
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長) (禁止行為防止責任者: 大阪設備部長、和歌山設備部長、京都設備部長、奈良設備部長、滋賀設備部長、兵庫設備部長、名古屋設備部長、静岡設備部長、岐阜設備部長、三重設備部長、金沢設備部長、富山設備部長、福井設備部長、広島設備部長、島根設備部長、岡山設備部長、鳥取設備部長、山口設備部長、愛媛設備部長、香川設備部長、徳島設備部長、高知設備部長、福岡設備部長、佐賀設備部長、長崎設備部長、熊本設備部長、大分設備部長、鹿児島設備部長、宮崎設備部長、沖縄設備部長)	H25.10.1
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	指示:H25.10.1 改定:R6.3.25
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	締結:H25.11.1 改定:R3.7.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	R6.7.30～R6.11.29
	禁止行為防止に関するWeb学習の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	R6.10.1～R6.12.28
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	R6.4.1～R7.3.31
点検 【口⑤】	事前確認の実施	R6.4.1～R7.3.31
	自主点検の実施	R6.7.30～R6.9.30 R7.3.31～R7.5.14
上記取組の監査 【口⑥】	NTT西日本考査部門による監査を実施	R6.5.1～R7.3.31
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:テルウェル西日本株式会社

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	制定:H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長) (禁止行為防止責任者: 東海支店長) (禁止行為防止責任者: 北陸支店長) (禁止行為防止責任者: 中国支店長) (禁止行為防止責任者: 四国支店長) (禁止行為防止責任者: 九州支店長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	指示:H24.3.23 改定:R6.3.25
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	締結:H23.11.30 改定:R3.7.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	R6.7.30~R6.11.29
	禁止行為防止に関するWeb学習の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	R6.10.1~R6.12.28
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	R6.4.1~R7.3.31
点検 【口⑤】	事前確認の実施	R6.4.1~R7.3.31
	自主点検の実施	R6.7.30~R6.9.30 R7.3.31~R7.5.14
上記取組の監査 【口⑥】	NTT西日本考査部門による監査を実施	R6.5.1~R7.3.31
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社NTT西日本ルセント

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	制定: H25.4.1
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長) (禁止行為防止責任者: 関西支店長) (禁止行為防止責任者: 東海支店長) (禁止行為防止責任者: 中国支店長) (禁止行為防止責任者: 九州支店長) (禁止行為防止責任者: 経営企画部長) (禁止行為防止責任者: 事業開発部長)	H25.4.1
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	指示: H25.4.1 改定: R6.3.25
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	締結: H25.4.1 改定: R3.7.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: ■■■ 名(実施率: 100%)	R6.7.30～R6.11.29
	禁止行為防止に関するWeb学習の実施 実施者数: ■■■ 名(実施率: 100%)	R6.10.1～R6.12.28
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	R6.4.1～R7.3.31
点検 【口⑤】	事前確認の実施	R6.4.1～R7.3.31
	自主点検の実施	R6.7.30～R6.9.30 R7.3.31～R7.5.14
上記取組の監査 【口⑥】	NTT西日本考査部門による監査を実施	R6.5.1～R7.3.31
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ西日本

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	制定:H25.4.1
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	H25.4.1
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	指示:H25.4.1 改定:R6.3.25
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	締結:H25.4.1 改定:R3.7.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	R6.7.30~R6.11.29
	禁止行為防止に関するWeb学習の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	R6.10.1~R6.12.28
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	R6.4.1~R7.3.31
点検 【口⑤】	事前確認の実施	R6.4.1~R7.3.31
	自主点検の実施	R6.7.30~R6.9.30 R7.3.31~R7.5.14
上記取組の監査 【口⑥】	NTT西日本考査部門による監査を実施	R6.5.1~R7.3.31
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:NTT西日本ビジネスフロント株式会社

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	制定:H26.7.1
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	H26.7.1
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	指示:H26.7.1 改定:R6.3.25
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	締結:H26.7.1 改定:R3.7.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	R6.7.30~R6.11.29
	禁止行為防止に関するWeb学習の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	R6.10.1~R6.12.28
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	R6.4.1~R7.3.31
点検 【口⑤】	事前確認の実施	R6.4.1~R7.3.31
	自主点検の実施	R6.7.30~R6.9.30 R7.3.31~R7.5.14
上記取組の監査 【口⑥】	NTT西日本考査部門による監査を実施	R6.5.1~R7.3.31
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社ジャパン・インフラ・ウェイマーク

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	制定: R1.7.1
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	R1.7.1
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	指示: R1.7.1 改定: R6.3.25
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	締結: R1.7.1 改定: R3.7.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: ■■■名(実施率: 100%)	R6.7.30～R6.11.29
	禁止行為防止に関するWeb学習の実施 実施者数: ■■■名(実施率: 100%)	R6.10.1～R6.12.28
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	R6.4.1～R7.3.31
点検 【口⑤】	事前確認の実施	R6.4.1～R7.3.31
	自主点検の実施	R6.7.30～R6.9.30 R7.3.31～R7.5.14
上記取組の監査 【口⑥】	NTT西日本考査部門による監査を実施	R6.5.1～R7.3.31
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

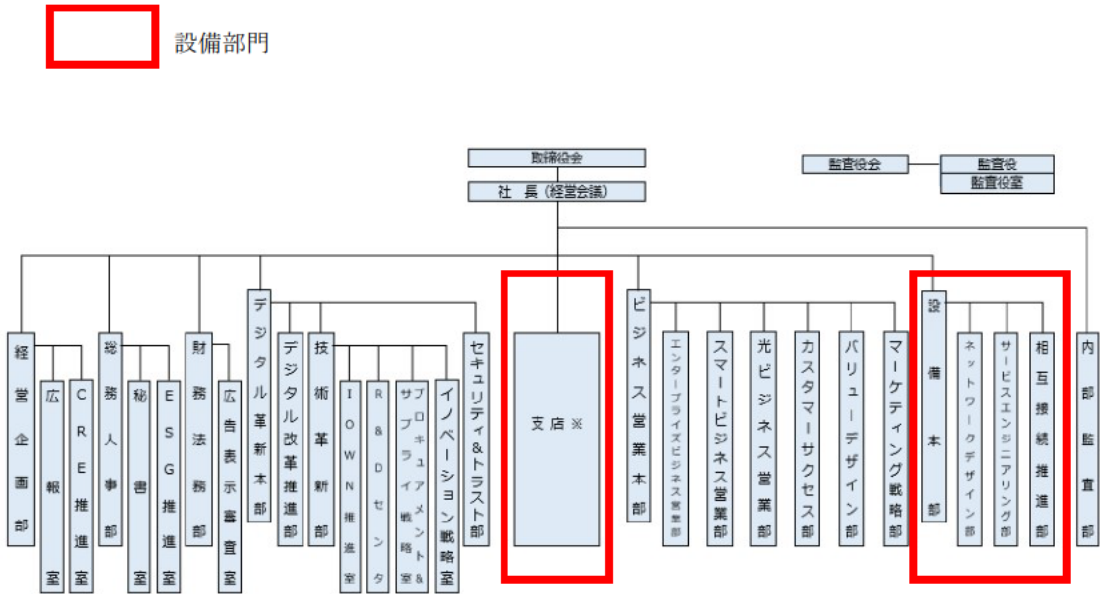
社名:株式会社地域創生Coデザイン研究所

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	制定: R3.7.1
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役所長)	R3.7.1
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	指示: R3.7.1 改定: R6.3.25
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	締結: R3.7.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: ■■■名(実施率: 100%)	R6.7.30～R6.11.29
	禁止行為防止に関するWeb学習の実施 実施者数: ■■■名(実施率: 100%)	R6.10.1～R6.12.28
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	R6.4.1～R7.3.31
点検 【口⑤】	事前確認の実施	R6.4.1～R7.3.31
	自主点検の実施	R6.7.30～R6.9.30 R7.3.31～R7.5.14
上記取組の監査 【口⑥】	NTT西日本考査部門による監査を実施	R6.5.1～R7.3.31
是正措置 【ハ】	該当なし	—

施行規則第 22 条の 7 第 1 号に定める設備部門

組 織 名 称		
設 備 部 門	設備本部	ネットワークデザイン部
		サービスエンジニアリング部
		相互接続推進部
	支店	設備部

設備部門の組織



* : 各府県に設置 (30支店)
支店名 : 関西、和歌山、京都、奈良、滋賀、兵庫、東海、静岡、岐阜、三重、北陸、富山、福井、中国、島根、岡山、鳥取、山口、四国、香川、徳島、高知、九州、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、宮崎、沖縄 (下線は代表支店)

※各支店においては、それぞれの内部組織である設備部が設備部門に該当します。

(西) 電気通信事業法施行規則 第 22 条の 8 第 3 号トに基づく報告
(電気通信事業法施行規則 第 22 条の 7 第 11 号<他社手続>関連)

◎ 納期に着目した手続の実施の経緯の概要

- ・ 他社から平成 23 年 1 月 30 日以降に申込まれ、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間に完了した手続についての件数と平均日数 (①申込日 (※1) ~ 回答日 (※2)、②申込日 ~ 提供可能日 (※3)、③申込日 ~ 工事完了日 (※4))

※1 他社から手続の申込みがあった日。

※2 当社が提供可能日等 (事前調査においては、接続の可否等) を回答した日。なお、第 21 条 (接続申込み) に規定する手続については、「回答日」を「承諾日」とする。

※3 最短で接続を開始することが可能となる日。なお、中継ダークファイバ、波長分割多重回線及び局内ダークファイバについては、接続を開始することが可能となる最長日とする。

※4 接続に係る工事が完了した日。

※5 情報開示のうちホームページ開示によるものは、「情報の更新回数」を件数とする。

アンバンドル機能等		件数	平均日数					
			①申込日 ～ 回答日	②申込日 ～ 提供可能日	③申込日 ～ 工事完了日			
アクセスライン	端末回線伝送機能 第 2 欄又は第 6 欄イ（加入ダークファイバ（シェアドアクセス方式））							
	端末回線伝送機能 第 6 欄ア（加入ダークファイバ（シングルスター方式））							
	端末回線伝送機能 第 4 欄（電話重畳するもの） （DSL（ラインシェアリング））					-	手続なし	-
	端末回線伝送機能 第 4 欄（電話重畳しないもの） （DSL（ドライカップ））					-	手続なし	-
	端末回線伝送機能（10 項協定によるもの） （電話（ドライカップ））					1	手続なし	18
	端末回線伝送機能 第 3 欄（接続専用線）						手続なし	
	端末回線伝送機能 第 9 欄（NGNイーサ）						手続なし	
	端末回線伝送機能 第 7 欄（INSキャリアズレート）						手続なし	

	一般番号ポータビリティ実現機能	加入電話⇒他社			手続なし	
		ひかり電話⇒他社			手続なし	
		他社⇒他社			手続なし	
	一般光信号中継伝送機能 (中継ダークファイバ)					
	端末系交換機能(優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く)・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機能・中継伝送機能(GC/I C接続用伝送路)					
特別光信号中継伝送機能	波長分割多重回線					
	分波光変換装置(WDMパッケージ)					手続なし
光信号局内伝送路 (局内ダークファイバ)						
事前手続	第11条(事前調査の申込み)及び第13条(事前調査の回答)に規定する手続				手続なし	手続なし
	第21条(接続申込み)に規定する手続				手続なし	手続なし
	第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する手続(GC/I C接続用伝送路及びWDMパッケージを除く)		手続なし		手続なし	
	第30条(接続用ソフトウェアの開発の申込み)に規定する手続		手続なし		手続なし	
コロケーション	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)に規定する手続		8		手続なし	手続なし
管路・とう道	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)に規定する手続				手続なし	手続なし

電柱添架	第10条の13（電柱添架の申込み）に規定する手続				手続なし	手続なし
	ホームページ開示（無償）※5	第9条（当社の接続対象地域）に規定する手続	24	手続なし	手続なし	手続なし
		第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第2項に規定する手続	0	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の2（通信用建物の空き情報等の提供）に規定する手続	208	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の4（DSL回線との接続に係るその他の情報の提供）に規定する手続	39	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の7（光回線設備との接続に係るその他の情報の提供）に規定する手続	352	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の8（接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供）に規定する手続	3	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の11（ISP接続用ルータに係る情報の提供）に規定する手続	26,593	手続なし	手続なし	手続なし
	個別開示（有償）	第10条の2（事前照会）第2項第1号に規定する手続 （接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法）			手続なし	手続なし
		第10条の2（事前照会）第2項第2号に規定する手続 （電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報）			手続なし	手続なし

	第10条の2（事前照会）第2項第3号に規定する手続 （MDFの位置、MDFの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数）		手続なし	手続なし
	第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する手続 （当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否）		手続なし	手続なし
	第10条の2（事前照会）第2項第5号に規定する手続 （光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数）		手続なし	手続なし
	第10条の2（事前照会）第2項第6号に規定する手続 （光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置）		手続なし	手続なし
	第10条の2（事前照会）第2項第7号に規定する手続 （光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否）		手続なし	手続なし
	第10条の2（事前照会）第2項第8号に規定する手続 （光信号端末回線の提供可能時期及び伝送損失）		手続なし	手続なし
	第10条の2（事前照会）第2項第9号に規定する手続 （一般光信号中継回線の提供可能時期）		手続なし	手続なし
	第10条の2（事前照会）第2項第10号に規定する手続 （特別光信号中継回線の提供可能時期）		手続なし	手続なし
	第10条の2（事前照会）第2項第11号に規定する手続 （その他様式に記載する必要がある事項に係る情報）		手続なし	手続なし

	第34条の8（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）及び第34条の9（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する手続		手続なし	手続なし
	第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）に規定する手続		手続なし	手続なし
	第52条（協定事業者の切分責任等）第3項に規定する手続		手続なし	手続なし
	第68条（手続費の支払義務）第1項第25号に規定する同一番号移転可否情報調査		手続なし	手続なし
	第68条（手続費の支払義務）第1項第31号に規定する端末回線ごとの線路条件及び収容状況に係る情報調査		手続なし	手続なし
	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項に規定する手続（DSL回線ごとの線路条件等に関する調査）		手続なし	手続なし
	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項に規定する手続（き線点情報に関する調査）		手続なし	手続なし
	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項に規定する手続（き線点換算線路長に関する調査）		手続なし	手続なし
	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項に規定する手続（メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否に関する調査）		手続なし	手続なし
	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第1項に規定する手続（光回線設備の伝送損失及び経過年数調査）		手続なし	手続なし
	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第2項に規定する手続（光信号端末回線の概算提供可能時期に関する調査）		手続なし	手続なし

		第 9 9 条 の 6（光回線設備等に係る情報の提供）第 3 項第 1 号に規定する手続（光配線区域の範囲に係る情報の調査）			手続なし	手続なし
		第 9 9 条 の 6（光回線設備等に係る情報の提供）第 3 項第 2 号に規定する手続（収容局ごとの光配線区画の外縁電柱等設備に係る情報の調査）			手続なし	手続なし
		第 9 9 条 の 6（光回線設備等に係る情報の提供）第 3 項第 3 号に規定する手続（光配線区画ごとの加入電話等敷設数の調査）			手続なし	手続なし
		第 9 9 条 の 6（光回線設備等に係る情報の提供）第 4 項に規定する手続（中継ダークファイバの未利用芯線がない区間における代替区間等に関する情報調査）			手続なし	手続なし
	個別開示（無償）	第 9 9 条 の 9（宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供）に規定する手続			手続なし	手続なし
		第 9 9 条 の 1 2（電柱所有に係る情報の提供）に規定する手続			手続なし	手続なし
	個別開示（有償）	第 9 9 条 の 1 3（申込者情報確認結果の即時通知）に規定する手続			手続なし	手続なし
その他	第 9 7 条 の 2（番号情報データベース登録）に規定する手続	オンライン			手続なし	手続なし
		帳票			手続なし	手続なし
	第 9 7 条 の 3（番号情報データベース登録）に規定する手続	オンライン			手続なし	手続なし
		帳票			手続なし	手続なし

◎納期に着目した手続に係る接続の条件の概要

- ・他社から平成23年11月30日以降に申込み、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に完了した手続についての、接続約款又は接続に関する協定に規定する納期
- ・接続約款に記載のとおり、申込を大量に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、規定する期間を超える場合があります。

対象手続		条件規定条文	
アクセスライン	端末回線伝送機能 第2欄又は第6欄イ (加入ダークファイバ (シェアドアクセス方式))	ア	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・申込日から回答日(申込から3週間以内)
		イ	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・申込日から提供可能日(申込から1ヶ月以内) ※既設設備を用いて開通が可能な場合
	端末回線伝送機能 第6欄ア (加入ダークファイバ (シングルスター方式))	ア	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・申込日から回答日(申込から3週間以内) ※屋内配線の調査に時間を要しない場合
		イ	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・申込日から提供可能日(申込から1ヶ月以内) ※屋内配線の提供に時間を要しない及び既設設備を用いて開通が可能な場合
コネクトワーク	一般光信号中継伝送機能 (中継ダークファイバ)	ア	第34条の2 (一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) ・申込日から回答日(申込から3週間以内)
		イ	第34条の2 (一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) ・回答日から提供可能日(回答から1ヶ月半以内)
	端末系交換機能(優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く)・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機能・中継伝送機能 (GC/IC接続用伝送路)		第38条 (標準的接続期間) ・個別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結から1年以内)
	特別光信号中継伝送機能	波長分割多重回線	ア 第34条の7 (特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) ・申込日から回答日(申込から6週間以内)

	分波光変換装置 (WDMパッケージ)	イ 第38条 (標準的接続期間) ・個別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結から1年以内)
	光信号局内伝送路 (局内ダークファイバ)	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・局内ダークファイバにより接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から接続の準備を整える日(両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内)
事前手続	第11条(事前調査の申込み)及び第13条(事前調査の回答)に規定する手続	第13条 (事前調査の回答) ・申込日から回答日 (1. 当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要がない場合は、申込から1ヶ月以内) (2. 当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要であると判断した場合は、4ヶ月以内)
	第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する手続 (GC/IC接続用伝送路及びWDMパッケージを除く)	第38条 (標準的接続期間) ・個別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結から1年以内)
	第30条(接続用ソフトウェアの開発の申込み)に規定する手続	第38条 (標準的接続期間) ・開発に着手した日から工事完了日(開発に着手した日から1年以内)
コロケーション	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)に規定する手続	第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) ・相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間 (1. 周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込から2週間以内) (2. 相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備等の設置又は改修が必要な場合は申込から1ヶ月以内)
管路・とう道	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)に規定する手続	第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) ・相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間 (申込から1ヶ月半以内)
電柱添架	第10条の13(電柱添架の申込み)に規定する手続	第10条の13 (電柱添架の申込み) ・申込みの到達した日から回答日までの期間(申込から1ヶ月以内)

情報開示	個別開示（有償）	第10条の2（事前照会）第2項第1号に規定する手続 （接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）
		第10条の2（事前照会）第2項第2号に規定する手続 （電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）
		第10条の2（事前照会）第2項第3号に規定する手続 （MDFの位置、MDFの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）
		第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する手続 （当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日 （1. 周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込から2週間以内） （2. 相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備等の設置又は改修が必要な場合は、申込から1ヶ月以内） （3. 上記1. 2以外の場合は、申込から1ヶ月半以内）
		第10条の2（事前照会）第2項第5号に規定する手続 （光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）
		第10条の2（事前照会）第2項第6号に規定する手続 （光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）

	第10条の2（事前照会）第2項第7号に規定する手続 （光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）
	第10条の2（事前照会）第2項第8号に規定する手続 （光信号端末回線の提供可能時期及び伝送損失）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から3週間以内）
	第10条の2（事前照会）第2項第9号に規定する手続 （一般光信号中継回線の提供可能時期）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から3週間以内）
	第10条の2（事前照会）第2項第10号に規定する手続 （特別光信号中継回線の提供可能時期）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から6週間以内）
	第10条の2（事前照会）第2項第11号に規定する手続 （その他様式に記載する必要がある事項に係る情報）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）
	第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）に規定する手続	第34条の10 （光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み） ・ 申込日から回答日（申込から3週間以内）
	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項に規定する手続 （DSL回線ごとの線路条件等に関する調査）	第99条の3 （DSL回線等に係る情報の提供） ・ 申込日から回答日（申込から3営業日以内）
	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第1項に規定する手続 （光回線設備の伝送損失及び経過年数調査）	第99条の6 （光回線設備等に係る情報の提供） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）

(西)電気通信事業法施行規則 第22条の8第3号トに基づく報告
(電気通信事業法施行規則 第22条の7第12号<当社手続>関連)

◎納期に着目した手続の実施の経緯の概要

- ・当社設備部門以外の部門から平成23年11月30日以降に申し込まれ、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に完了した手続についての件数と平均日数(①申込日(※1)～回答日(※2)、②申込日～提供可能日(※3)、③申込日～工事完了日(※4))

※1 当社設備部門以外の部門から手続の申込みがあった日。

※2 当社設備部門が提供可能日等(事前調査に準ずる手続においては、第一種指定電気通信設備を用いることの可否等)を回答した日。なお、接続約款第21条(接続申込み)に規定する手続に準ずる手続については、同条の「回答日」を「承諾日」とする。

※3 最短で第一種指定電気通信設備を用いることが可能となる日。なお、中継ダークファイバについては、当該設備を用いることが可能となる最長日とする。

※4 第一種指定電気通信設備を用いるために必要な工事が完了した日。

※5 情報開示のうちホームページ開示によるものは、「情報の更新回数」を件数とする。

アンバンドル機能等		件数	平均日数		
			①申込日 ～ 回答日	②申込日 ～ 提供可能日	③申込日 ～ 工事完了日
アクセスライン	フレッツ光ネクスト(ファミリー・ハイスピードタイプ)(ファミリータイプ) (端末回線伝送機能 第2欄又は第6欄イ)				
	フレッツ光ネクスト(ビジネスタイプ) (端末回線伝送機能 第6欄ア)				
	フレッツ光ネクスト(マンションタイプ) (端末回線伝送機能 第6欄ア)				
	フレッツ・ADSL(利用回線型) (端末回線伝送機能 第4欄(電話重畳するもの))		—	手続なし	—
	フレッツ・ADSL(契約者回線型) (端末回線伝送機能 第4欄(電話重畳しないもの))		—	手続なし	—
	加入電話・INSネット64 (端末回線伝送機能(10項協定によるもの))		0	手続なし	20
	一般専用サービス、高速デジタル伝送サービス、ATM専用サービス (端末回線伝送機能 第3欄)			手続なし	

	端末回線伝送機能 第9欄に相当する当社サービス (端末回線伝送機能 第9欄)			手続なし	手続なし	手続なし
	INSネット1500 (端末回線伝送機能 第7欄)				手続なし	
	一般番号ポータビリティ実現機能	加入電話⇒ひかり電話			手続なし	
		他社⇒ひかり電話			手続なし	
	一般光信号中継伝送機能 (中継ダークファイバ)					
	端末系交換機能(優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く)・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機能・中継伝送機能 (GC/IC接続用伝送路)			手続なし	手続なし	手続なし
	特別光信号中継伝送機能	波長分割多重回線		手続なし	手続なし	手続なし
		分波光変換装置 (WDMパッケージ)		手続なし	手続なし	手続なし
	光信号局内伝送路 (局内ダークファイバ)			手続なし	手続なし	手続なし
	第11条(事前調査の申込み)及び第13条(事前調査の回答)に規定する手続				手続なし	手続なし
事前手続	第21条(接続申込み)に規定する手続				手続なし	手続なし
	第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する手続 (GC/IC接続用伝送路及びWDMパッケージを除く)			手続なし	手続なし	手続なし
	第30条(接続用ソフトウェアの開発の申込み)に規定する手続			手続なし	手続なし	
	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)に規定する手続		—	手続なし	手続なし	
管路・とう道	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)に規定する手続		手続なし	手続なし	手続なし	

電柱添架	第10条の13（電柱添架の申込み）に規定する手続			手続なし	手続なし	手続なし
	ホームページ開示（無償）※5	第9条（当社の接続対象地域）に規定する手続	24	手続なし	手続なし	手続なし
第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第2項に規定する手続		0	手続なし	手続なし	手続なし	
第99条の2（通信用建物の空き情報等の提供）に規定する手続		208	手続なし	手続なし	手続なし	
第99条の4（DSL回線との接続に係るその他の情報の提供）に規定する手続		39	手続なし	手続なし	手続なし	
第99条の7（光回線設備との接続に係るその他の情報の提供）に規定する手続		352	手続なし	手続なし	手続なし	
第99条の8（接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供）に規定する手続		3	手続なし	手続なし	手続なし	
第99条の11（ISP接続用ルータに係る情報の提供）に規定する手続		0	手続なし	手続なし	手続なし	
情報開示	個別開示（有償）	第10条の2（事前照会）第2項第1号に規定する手続 （接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法）			手続なし	手続なし
		第10条の2（事前照会）第2項第2号に規定する手続 （電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報）			手続なし	手続なし
		第10条の2（事前照会）第2項第3号に規定する手続 （MDFの位置、MDFの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数）			手続なし	手続なし
		第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する手続 （当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否）			手続なし	手続なし
		第10条の2（事前照会）第2項第5号に規定する手続			手続なし	手続なし

	(光回線設備の全芯線数及び未 利用芯線数)		
	第 10 条の 2 (事前照会) 第 2 項第 6 号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するた めに用いる伝送路設備の終端す る箇所の位置)	手続なし	手続なし
	第 10 条の 2 (事前照会) 第 2 項第 7 号に規定する手続 (光ファイバ化された電話番号 のうちメタル回線への変更の可 否)	手続なし	手続なし
	第 10 条の 2 (事前照会) 第 2 項第 8 号に規定する手続 (光信号端末回線の提供可能時 期及び伝送損失)	手続なし	手続なし
	第 10 条の 2 (事前照会) 第 2 項第 9 号に規定する手続 (一般光信号中継回線の提供可 能時期)	手続なし	手続なし
	第 10 条の 2 (事前照会) 第 2 項第 10 号に規定する手続 (特別光信号中継回線の提供可 能時期)	手続なし	手続なし
	第 10 条の 2 (事前照会) 第 2 項第 11 号に規定する手続 (その他様式に記載する必要が ある事項に係る情報)	手続なし	手続なし
	第 34 条の 8 (一般光信号中継 回線の異経路構成等に係る確認 調査) 及び第 34 条の 9 (異経 路構成等による一般光信号中継 回線の提供に係る調査及び接続 の申込み) に規定する手続	手続なし	手続なし
	第 34 条の 10 (光信号端末回 線のテープ分散に係る確認調査 及び接続の申込み) に規定する 手続	手続なし	手続なし
	第 52 条 (協定事業者の切分責 任等) 第 3 項に規定する手続	手続なし	手続なし
	第 68 条第 1 項 (手続費の支払 義務) 第 25 号に規定する同一 番号移転可否情報調査	手続なし	手続なし
	第 68 条 (手続費の支払義務) 第 1 項第 31 号に規定する端末 回線ごとの線路条件及び収容状 況に係る情報調査	手続なし	手続なし

	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項に規定する手続（DSL回線ごとの線路条件等に関する調査）		手続なし	手続なし
	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項に規定する手続（き線点情報に関する調査）		手続なし	手続なし
	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項に規定する手続（き線点換算線路長に関する調査）		手続なし	手続なし
	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項に規定する手続（メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否に関する調査）		手続なし	手続なし
	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第1項に規定する手続（光回線設備の伝送損失及び経過年数調査）		手続なし	手続なし
	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第2項に規定する手続（光信号端末回線の概算提供可能時期に関する調査）		手続なし	手続なし
	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第3項第1号に規定する手続（光配線区域の範囲に係る情報の調査）		手続なし	手続なし
	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第3項第2号に規定する手続（収容局ごとの光配線区画の外縁電柱等設備に係る情報の調査）		手続なし	手続なし
	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第3項第3号に規定する手続（光配線区画ごとの加入電話等敷設数の調査）		手続なし	手続なし
	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第4項に規定する手続（中継ダークファイバの未利用芯線がない区間における代替区間等に関する情報調査）		手続なし	手続なし

	個別開示 (無償)	第 9 9 条の 9 (宅内光信号電気 信号変換装置に係る情報の提 供) に規定する手続				手続なし	手続なし
		第 9 9 条の 1 2 (電柱所有に係 る情報の提供) に規定する手続				手続なし	手続なし
	個別開示 (有償)	第 9 9 条の 1 3 (申込者情報確 認結果の即時通知) に規定する 手続				手続なし	手続なし
その他	第 9 7 条の 2 (番号情報 データベー ス登録) に規 定する手続	オンライン				手続なし	手続なし
		帳票				手続なし	手続なし
	第 9 7 条の 3 (番号情報 データベー ス利用) に規 定する手続	オンライン				手続なし	手続なし
		帳票				手続なし	手続なし

◎納期に着目した条件の概要

- ・ 当社設備部門以外の部門から平成 23 年 11 月 30 日以降に申込まれ、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間に完了した手続についての、接続約款または接続に関する協定に規定するものに準ずる納期
- ・ 接続約款に記載のとおり、申込を大量に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、規定する期間を超える場合があります。

対象手続		準ずる接続約款の条件	
アクセスライン	フレッツ光ネクスト（ファミリー・ハイスピードタイプ）（ファミリータイプ） （端末回線伝送機能 第2欄又は第6欄イ）	ア	第34条の4 （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・ 申込日から回答日（申込から3週間以内）
		イ	第34条の4 （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・ 申込日から提供可能日（申込から1ヶ月以内） ※既設設備を用いて開通が可能な場合
	フレッツ光ネクスト（ビジネスタイプ） （端末回線伝送機能 第6欄ア）	ア	第34条の4 （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・ 申込日から回答日（申込から3週間以内） ※屋内配線の調査に時間を要しない場合
		イ	第34条の4 （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・ 申込日から提供可能日（申込から1ヶ月以内） ※屋内配線の提供に時間を要しない及び既設設備を用いて開通が可能な場合
	フレッツ光ネクスト（マンションタイプ） （端末回線伝送機能 第6欄ア）	ア	第34条の4 （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・ 申込日から回答日（申込から3週間以内）
		イ	第34条の4 （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・ 申込日から提供可能日（申込から1ヶ月以内）
コアネットワーク	一般光信号中継伝送機能 （中継ダークファイバ）	ア	第34条の2 （一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み） ・ 申込日から回答日（申込から3週間以内）
		イ	第34条の2 （一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み） ・ 回答日から提供可能日（回答から1ヶ月半以内）
	端末系交換機能（優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く）・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機能・中継伝送機能	第38条 （標準的接続期間） ・ 個別建設契約締結から工事完了日（個別建設契約締結から1年以内）	

	(G C / I C 接続用伝送路)	
特別光信号中継伝送機能	波長分割多重回線	ア 第34条の7 (特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) ・ 申込日から回答日 (申込から6週間以内)
	分波光変換装置 (WDMパッケージ)	イ 第38条 (標準的接続期間) ・ 個別建設契約締結から工事完了日 (個別建設契約締結から1年以内)
	光信号局内伝送路 (局内ダークファイバ)	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・ 局内ダークファイバにより接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から接続の準備を整える日 (両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内)
事前手続	第11条 (事前調査の申込み) 及び第13条 (事前調査の回答) に規定する手続	第13条 (事前調査の回答) ・ 申込日から回答日 (1. 当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要がない場合は、申込から1ヶ月以内) (2. 当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要であると判断した場合は、4ヶ月以内)
	第23条 (接続用設備の設置又は改修の申込み) に規定する手続 (G C / I C 接続用伝送路及びWDMパッケージを除く)	第38条 (標準的接続期間) ・ 個別建設契約締結から工事完了日 (個別建設契約締結から1年以内)
	第30条 (接続用ソフトウェアの開発の申込み) に規定する手続	第38条 (標準的接続期間) ・ 開発に着手した日から工事完了日 (開発に着手した日から1年以内)
コロケーション	第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) 及び第10条の4 (相互接続点の設置) に規定する手続	第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) ・ 相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間 (1. 周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込から2週間) (2. 相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備等の設置又は改修が必要な場合は申込から1ヶ月)
管路・とう道	第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) 及び第10条の4 (相互接続点の設置) に規定する手続	第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) ・ 相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間 (申込から1ヶ月半以内)

電柱添架	第10条の13（電柱添架の申込み）に規定する 手続	第10条の13 （電柱添架の申込み） ・ 申込みの到達した日から回答日までの期間（申込から1ヶ月以内）
個別開示（有償） 情報開示	第10条の2（事前照会） 第2項第1号に規定する 手続 （接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）
	第10条の2（事前照会） 第2項第2号に規定する 手続 （電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）
	第10条の2（事前照会） 第2項第3号に規定する 手続 （MDFの位置、MDFの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）
	第10条の2（事前照会） 第2項第4号に規定する 手続 （当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日 （1. 周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込から2週間以内） （2. 相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備等の設置又は改修が必要な場合は、申込から1ヶ月以内） （3. 上記1. 2以外の場合は、申込から1ヶ月半以内）
	第10条の2（事前照会） 第2項第5号に規定する 手続 （光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）
	第10条の2（事前照会） 第2項第6号に規定する 手続 （光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）

第10条の2（事前照会） 第2項第7号に規定する 手続 （光ファイバ化された電 話番号のうちメタル回線 への変更の可否）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）
第10条の2（事前照会） 第2項第8号に規定する 手続 （光信号端末回線の提供 可能時期及び伝送損失）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から3週間以内）
第10条の2（事前照会） 第2項第9号に規定する 手続 （一般光信号中継回線の 提供可能時期）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から3週間以内）
第10条の2（事前照会） 第2項第10号に規定す る手続 （特別光信号中継回線の 提供可能時期）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から6週間以内）
第10条の2（事前照会） 第2項第11号に規定す る手続 （その他様式に記載する 必要がある事項に係る情 報）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）
第34条の10（光信号 端末回線のテープ分散に 係る確認調査及び接続の 申込み）に規定する手続	第34条の10 （光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の 申込み） ・ 申込日から回答日（申込から3週間以内）
第99条の3（DSL回 線等に係る情報の提供） 第1項に規定する手続 （DSL回線ごとの線路 条件等に関する調査）	第99条の3 （DSL回線等に係る情報の提供） ・ 申込日から回答日（申込から3営業日以内）
第99条の6（光回線設 備等に係る情報の提供） 第1項に規定する手続 （光回線設備の伝送損失 及び経過年数調査）	第99条の6 （光回線設備等に係る情報の提供） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）

(西) 電気通信事業法施行規則 第 22 条の 8 第 3 号チに基づく報告

◎当社監視部門による、納期に着目した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件に関する監視の結果

- ・以下の表において、当社設備部門と他社との間において実施した手続を「他社手続」、当社設備部門と設備部門以外の部門との間において実施した手続を「当社手続」という。

	対象手続		監視の結果
	他社	当社	
アクセスライン	端末回線伝送機能 第2欄又は第6欄イ (加入ダークファイバ(シェアドアクセス方式))	フレッツ光ネクスト (ファミリー・ハイスピードタイプ)(ファミリータイプ)	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■日、②(申込日～提供可能日)は■日、③(申込日～工事完了日)は■日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、ア(申込日～回答日)は98%、イ(申込日～提供可能日)は96%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■日、②(申込日～提供可能日)は■日、③(申込日～工事完了日)は■日となっている。 また、当社手続の納期遵守率は、ア(申込日～回答日)は93%、イ(申込日～提供可能日)は88%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定に準じて実施されていることを確認した。 ・他社手続と当社手続について、③(申込日～工事完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①(申込日～回答日)②(申込日～提供可能日)で当社設備部門の検証を実施した。 他社手続は、①(申込日～回答日)は■日、②(申込日～提供可能日)は■日、当社手続は①(申込日～回答日)は■日、②(申込日～提供可能日)は■日

			■■■日となっているが、申込手続について、工事日即決手続と工事日非即決手続の異なる２つの手続があるため、さらに同じ手続同士で検証を実施した。 工事日即決手続については、他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■■日、②（申込日～提供可能日）は■■■日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は１００％、イ（申込日～提供可能日）は９６％となっている。 当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■■日、②（申込日～提供可能日）は■■■日となっている。 また、当社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は１００％、イ（申込日～提供可能日）は９３％となっている。 工事日非即決手続については、他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■■■日、②（申込日～提供可能日）は■■■日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は９４％、イ（申込日～提供可能日）は９６％となっている。 当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■■■日、②（申込日～提供可能日）は■■■日となっている。 また、当社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は５８％、イ（申込日～提供可能日）は６８％となっている。 この結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。 ※工事日即決手続：申込時に工事日を予約する手続、非即決手続：申込後の提供可能時期回答後に工事日を予約する手続。
--	--	--	---

端 末 回 線 伝 送 機 能 第 6 欄ア (加入ダークファイ バ(シングルスター方 式))	フレッツ光ネクスト (ビジネスタイプ)	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■■■■日、②(申込日～提供可能日)は■■■■日、③(申込日～工事完了日)は■■■■日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、ア(申込日～回答日)は88%、イ(申込日～提供可能日)は82%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■■■■日、②(申込日～提供可能日)は■■■■日、③(申込日～工事完了日)は■■■■日となっている。 また、当社手続の納期遵守率は、ア(申込日～回答日)は82%、イ(申込日～提供可能日)は87%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定に準じて実施されていることを確認した。 ・他社手続と当社手続について、③(申込日～工事完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①(申込日～回答日)②(申込日～提供可能日)で検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
端 末 回 線 伝 送 機 能 第 4 欄(電話重畳する もの) (DSL(ラインシェ アリング))	フレッツ・ADSL (利用回線型)	・他社手続は、実績が無かった。 ・当社手続は、実績が無かった。
端 末 回 線 伝 送 機 能 第 4 欄(電話重畳しな いもの) (DSL(ドライカッ パ))	フレッツ・ADSL (契約者回線型)	・他社手続は、実績が無かった。 ・当社手続は、実績が無かった。

	端末回線伝送機能（10項協定によるもの） （電話（ドライカッパ））	加入電話・INSネット64	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は1日、③（申込日～工事完了日）は18日となっている。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は0日、③（申込日～工事完了日）は20日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③（申込日～工事完了日）は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①（申込日～回答日）で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	端末回線伝送機能第3欄 （接続専用線）	一般専用サービス、高速デジタル伝送サービス、ATM専用サービス	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日、③（申込日～工事完了日）は■■日となっている。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■■日、③（申込日～工事完了日）は■■日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③（申込日～工事完了日）は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①（申込日～回答日）で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	端末回線伝送機能第9欄 （NGNイーサ）	端末回線伝送機能第9欄に相当する当社サービス	・他社手続は、■■■■■ ・当社手続は、■■■■■
	端末回線伝送機能第7欄 （INSキャリアズレート）	INSネット1500	・他社手続は、■■■■■ ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日、③（申込日～工事完了日）は■■日となっている。 ・当社手続について、接続約款の規定に準ずるものであることを確認した。

	一般番号ポータビリティ実現機能	一般番号ポータビリティ実現機能	〔加入電話⇒他社〕 ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日、③（申込日～工事完了日）は■日となっている。 〔ひかり電話⇒他社〕 ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日、③（申込日～工事完了日）は■日となっている。 〔他社⇒他社〕 ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日、③（申込日～工事完了日）は■日となっている。 〔加入電話⇒ひかり電話〕 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日、③（申込日～工事完了日）は■日となっている。 〔他社⇒ひかり電話〕 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日、③（申込日～工事完了日）は■日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③（申込日～工事完了日）は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①（申込日～回答日）で検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
--	-----------------	-----------------	--

特別光信号中継伝送機能（波長分割多重回線）	特別光信号中継伝送機能（波長分割多重回線）	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■■■■日、②（申込日～提供可能日）は■■■■日、③（申込日～工事完了日）は■■■■日となっている。 また、他社手続の納期遵守率について、申込日～回答日は１００％となっている。 ・当社手続は、■■■■■ ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
特別光信号中継伝送機能（分波光変換装置（WDMパッケージ））	特別光信号中継伝送機能（分波光変換装置（WDMパッケージ））	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は■■■■日となっている。 また、他社手続の納期遵守率について、個別建設契約締結日～工事完了日は１００％となっている。 ・当社手続は、■■■■■ ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
光信号局内伝送路（局内ダークファイバ）	光信号局内伝送路（局内ダークファイバ）	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■■■■日、②（申込日～提供可能日）は■■■■日、③（申込日～工事完了日）は■■■■日となっている。 また、他社手続の納期遵守率について、両端確定日～工事完了日は８９％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、■■■■■ ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。

事前 手 続	第 1 1 条（事前調査の 申込み）及び第 1 3 条 （事前調査の回答）に 規定する手続	第 1 1 条（事前調査の 申込み）及び第 1 3 条 （事前調査の回答）に 規定する手続	・ 他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■■■日となっている。 また、他社手続の納期遵守率について、申込日～回答日は 1 0 0 %となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・ 当社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■■■日となっている。 また、当社手続の納期遵守率について、申込日～回答日は 1 0 0 %となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・ 他社手続と当社手続について、当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	第 2 1 条（接続申込み）に規定する手続	第 2 1 条（接続申込み）に規定する手続	・ 他社手続は、申込から承諾までの平均日数について、①（申込日～回答日（承諾日））は■■日となっている。 ・ 当社手続は、申込から承諾までの平均日数について、①（申込日～回答日（承諾日））は■■日となっている。 ・ 他社手続と当社手続について、当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。

	第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する手続（GC／IC接続用伝送路及びWDMパッケージを除く）	第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する手続（GC／IC接続用伝送路及びWDMパッケージを除く）	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は■■■■日となっている。 また、他社手続の納期遵守率について、個別建設契約締結日～工事完了日は55%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、■■■■ ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
	第30条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）に規定する手続	第30条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）に規定する手続	・他社手続は、申込から開発完了までの平均日数について、③（申込～開発完了日）は■■■■日となっている。 また、他社手続の納期遵守率について、開発着手日～開発完了日は100%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、■■■■ ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
コ ロ ケ ー シ ョ ン	第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第10条の4（相互接続点の設置）に規定する手続	第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第10条の4（相互接続点の設置）に規定する手続	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は8日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は100%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、■■■■ ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。

	第99条の8（接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供）に規定する手続	第99条の8（接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供）に規定する手続	・ 他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	第99条の11（ISP接続用ルータに係る情報の提供）に規定する手続	第99条の11（ISP接続用ルータに係る情報の提供）に規定する手続	・ 他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。

個別開示（有償）	第10条の2（事前照会）第2項第1号に規定する手続 （接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法）	第10条の2（事前照会）第2項第1号に規定する手続 （接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法）	・ 他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・ 当社手続は、■■■■■■■■■■ ・ 他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
	第10条の2（事前照会）第2項第2号に規定する手続 （電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報）	第10条の2（事前照会）第2項第2号に規定する手続 （電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報）	・ 他社手続は、■■■■■■■■■■ ・ 当社手続は、■■■■■■■■■■
	第10条の2（事前照会）第2項第3号に規定する手続 （MDFの位置、MDFの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数）	第10条の2（事前照会）第2項第3号に規定する手続 （MDFの位置、MDFの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数）	・ 他社手続は、■■■■■■■■■■ ・ 当社手続は、■■■■■■■■■■
	第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する手続 （当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否）	第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する手続 （当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否）	・ 他社手続は、■■■■■■■■■■ ・ 当社手続は、■■■■■■■■■■
	第10条の2（事前照会）第2項第5号に規定する手続 （光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数）	第10条の2（事前照会）第2項第5号に規定する手続 （光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数）	・ 他社手続は、■■■■■■■■■■ ・ 当社手続は、■■■■■■■■■■

第10条の2（事前照会）第2項第6号に規定する手続 （光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置）	第10条の2（事前照会）第2項第6号に規定する手続 （光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置）	・ 他社手続は、 ・ 当社手続は、
第10条の2（事前照会）第2項第7号に規定する手続 （光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否）	第10条の2（事前照会）第2項第7号に規定する手続 （光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否）	・ 他社手続は、 ・ 当社手続は、
第10条の2（事前照会）第2項第8号に規定する手続 （光信号端末回線の提供可能時期及び伝送損失）	第10条の2（事前照会）第2項第8号に規定する手続 （光信号端末回線の提供可能時期及び伝送損失）	・ 他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は日となっている。 - また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は100%となっている。 - 手続の実施の経緯及び接続の条件とともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・ 当社手続は、 ・ 他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
第10条の2（事前照会）第2項第9号に規定する手続 （一般光信号中継回線の提供可能時期）	第10条の2（事前照会）第2項第9号に規定する手続 （一般光信号中継回線の提供可能時期）	・ 他社手続は、 ・ 当社手続は、
第10条の2（事前照会）第2項第10号に規定する手続 （特別光信号中継回線の提供可能時期）	第10条の2（事前照会）第2項第10号に規定する手続 （特別光信号中継回線の提供可能時期）	・ 他社手続は、 ・ 当社手続は、

	第10条の2（事前照会）第2項第11号に規定する手続 （その他様式に記載する必要がある事項に係る情報）	第10条の2（事前照会）第2項第11号に規定する手続 （その他様式に記載する必要がある事項に係る情報）	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日から回答日までの期間）は99%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、■ ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
	第34条の8（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）及び第34条の9（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する手続	第34条の8（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）及び第34条の9（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する手続	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、■ ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
	第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）に規定する手続	第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）に規定する手続	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は76%となっている。 ・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日となっている。 また、当社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は24%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	第52条（協定事業者の切分責任等）第3項に規定する手続	第52条（協定事業者の切分責任等）第3項に規定する手続	・他社手続は、■ ・当社手続は、■

	第68条第1項第25号に規定する同一番号移転可否情報調査	第68条第1項第25号に規定する同一番号移転可否情報調査	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日となっている。 ・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日となっている。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	第68条第1項第31号に規定する端末回線ごとの線路条件及び収容状況に係る情報調査	第68条第1項第31号に規定する端末回線ごとの線路条件及び収容状況に係る情報調査	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日となっている。 ・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日となっている。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項に規定する手続（DSL回線ごとの線路条件等に関する調査）	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項に規定する手続（DSL回線ごとの線路条件等に関する調査）	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は100%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日となっている。 また、当社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は100%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。

	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項に規定する手続(き線点情報に関する調査)	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項に規定する手続(き線点情報に関する調査)	・他社手続は、■■■■■ ・当社手続は、■■■■■
	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項第1号に規定する手続(き線点換算線路長に関する調査)	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項第1号に規定する手続(き線点換算線路長に関する調査)	・他社手続は、■■■■■ ・当社手続は、■■■■■
	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項に規定する手続メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否に関する調査	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項に規定する手続メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否に関する調査	・他社手続は、■■■■■ ・当社手続は、■■■■■
	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第1項に規定する手続(光回線設備の伝送損失及び経過年数調査)	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第1項に規定する手続(光回線設備の伝送損失及び経過年数調査)	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■■日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日から回答日までの期間)は87%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、■■■■■ ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。

	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第2項に規定する手続（光信号端末回線の概算提供可能時期に関する調査）	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第2項に規定する手続（光信号端末回線の概算提供可能時期に関する調査）	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日となっている。 ・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日となっている。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第3項第1号に規定する手続（配線ブロック調査）	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第3項第1号に規定する手続（配線ブロック調査）	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日となっている。手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、■ ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第3項第2号に規定する手続（収容局ごとの光配線区画の外縁電柱等設備に係る情報の調査）	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第3項第2号に規定する手続（収容局ごとの光配線区画の外縁電柱等設備に係る情報の調査）	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日となっている。手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、■ ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第3項第3号に規定する手続（光配線区画ごとの加入電話等敷設数の調査）	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第3項第3号に規定する手続（光配線区画ごとの加入電話等敷設数の調査）	・他社手続は、■ ・当社手続は、■

		第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第4項に規定する手続（中継ダークファイバの未利用芯線がない区間における代替区間等に関する情報調査）	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第4項に規定する手続（中継ダークファイバの未利用芯線がない区間における代替区間等に関する情報調査）	・他社手続は、 ・当社手続は、
個別開示（無償）		第99条の9（宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供）に規定する手続	第99条の9（宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供）に規定する手続	・他社手続は、 ・当社手続は、
		第99条の12（電柱所有に係る情報の提供）に規定する手続	第99条の12（電柱所有に係る情報の提供）に規定する手続	・他社手続は、 ・当社手続は、
個別開示（有償）		第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）に規定する手続	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）に規定する手続	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は日となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、 ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。

その他の	第97条の2（番号情報データベース登録）に規定する手続	第97条の2（番号情報データベース登録）に規定する手続	〔オンライン〕 ・他社手続は、申込から登録完了までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は■日となっている。 ・当社手続は、申込から登録完了までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は■日となっている。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。 〔帳票〕 ・他社手続は、申込から登録完了までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は■日となっている。 ・当社手続は、申込から登録完了までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は■日となっている。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
-------------	------------------------------------	------------------------------------	--

	第97条の3（番号情報データベース利用）に規定する手続	第97条の3（番号情報データベース利用）に規定する手続 〔オンライン〕 ・他社手続は、申込から提供までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は■日となっている。 ・当社手続は、申込から提供までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は■日となっている。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。 〔帳票〕 ・他社手続は、申込から提供までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は■日となっている。 ・当社手続は、■ ・他社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであることを確認した。
--	------------------------------------	---

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
(省令 第22条の8 3号関連)

社名:NTTビジネスソリューションズ株式会社

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の締結	締結:R3.7.1
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の制定	制定:R3.7.1
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門の明確化	R3.7.1
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	R7.3.31
情報管理責任者の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長)	R3.7.1
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理していることを確認 (居室数:■、ゲート数:■)	R7.3.31
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施 (■名)	R6.10.1～R6.12.28
	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (■名)	R6.10.1～R6.12.28
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について毎月・四半期ごとの自主点検を実施	R6.4.1～R7.3.31
接続関連情報の提供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について他事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて毎月・四半期ごとの自主点検を実施	
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて四半期ごとの自主点検を実施	

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
(省令 第22条の8 3号関連)

社名:株式会社NTTフィールドテクノ

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の締結	締結:H25.10.1
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の制定	制定:R3.7.1
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門の明確化	H25.10.1
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	R7.3.31
情報管理責任者の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長)	H25.10.1
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理していることを確認 (居室数:■■■■、ゲート数:■■■■)	R7.3.31
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施 (■■■■名)	R6.10.1～R6.12.28
	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (■■■■名)	R6.10.1～R6.12.28
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について毎月・四半期ごとの自主点検を実施	R6.4.1～R7.3.31
接続関連情報の提供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について他事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて毎月・四半期ごとの自主点検を実施	
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて四半期ごとの自主点検を実施	

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
(省令 第22条の8 3号関連)

社名:株式会社テルウェル西日本

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	締結:H23.11.30
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の制定	制定:H23.11.30
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門の明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	R7.3.31
情報管理責任者の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:経営企画部長)	H23.11.30
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理していることを確認 (居室数:■、ゲート数:■)	R7.3.31
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施 (■名)	R6.10.1～R6.12.28
	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (■名)	R6.10.1～R6.12.28
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について毎月・四半期ごとの自主点検を実施	R6.4.1～R7.3.31
接続関連情報の提供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について他事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて毎月・四半期ごとの自主点検を実施	
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて四半期ごとの自主点検を実施	

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
(省令 第22条の8 3号関連)

社名:株式会社NTT西日本ルセント

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	締結:H30.3.28
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の制定	制定:H30.4.1
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門の明確化	H30.4.1
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	R7.3.31
情報管理責任者の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長)	H30.3.28
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理していることを確認 (居室数:■■■■、ゲート数:■■■■)	R7.3.31
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施 (■■■■名)	R6.10.1～R6.12.28
	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (■■■■名)	R6.10.1～R6.12.28
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について毎月・四半期ごとの自主点検を実施	R6.4.1～R7.3.31
接続関連情報の提供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について他事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて毎月・四半期ごとの自主点検を実施	
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて四半期ごとの自主点検を実施	